平成２１年（フ）第６２０号
埼玉県朝霞市泉水１丁目３番38号　日東道路株式会社内
債務者　嘉納　宗直
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
さいたま市北区土呂町１丁目10番地13　メゾンリュミエール201号室
債務者　池本　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６６号
埼玉県北埼玉郡大利根町大字道目563番地
債務者　小野田スマリこと　スラサック，スマリ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６９号
埼玉県鳩ヶ谷市大字里1068番地の６
債務者　加勢　尚美（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
埼玉県新座市片山３丁目５番25号
債務者　前村　静雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
埼玉県新座市片山３丁目５番25号
債務者　前村　成子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
埼玉県川口市南前川２丁目23番４号　グレースハイツ201号
債務者　嘉糠　潤一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８５２号
埼玉県川口市西川口３丁目１番６―707号　ウメヅクリニックビラ
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１７号
埼玉県鴻巣市宮前637番地１
債務者　大沢　健之
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４３号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字伊賀袋696番地13
債務者　増保　秀美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目24番地８
債務者　小泉　京子（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５１号
埼玉県日高市高萩東２丁目33番８号
債務者　佐々木まき子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６５号
埼玉県入間市扇町屋２丁目３番６号101
債務者　石川　鈴江
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６号
三重県松阪市駅部田町1596番地４
債務者　栗原　茂広
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１４６号
札幌市中央区南15条西６丁目３番17―203号
債務者　木村　浪江
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４５号
北海道恵庭市黄金北２丁目18番地の７　シティハイムＦ―１―106号
債務者　山下　里佐
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４５号
札幌市手稲区曙５条３丁目17番11号
債務者　百沢　郁夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで札幌地方裁判所民事第４部